



3月定例会において、3つの議会関係条例・規則を改正しました。大村市議会は改革の手を緩めません！これからもより活発で、より市民に開かれた議会を目指してまいります。

**広報委員会の誕生
一問一答方式の導入**

○大村市議会会議規則の一部を改正する条例

「議会報編集委員会」を議会活動の広報全般を担う組織として位置付け、名称を「広報委員会」に改めました。

また同規則において、一般質問を議員の選択により、一括質問一括答弁か一問一答のいずれかの方式で行うことができるよう改めました。

**委員会が自由に
傍聴できます**

○大村市議会委員会条例の一部を改正する条例

議会基本条例に基づき、委員会の会議を原則公開することになりました。これにより委員長の許可を必要とせず、本会議と同様に、自由に委員会を傍聴することができま

政務調査費の透明性

○大村市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

議会基本条例に基づき、政務調査費のより一層の透明性を確保するため、政務調査費の収支報告書の閲覧及び執行状況の公表を制度化しました。

これにより平成20年度分以降の政務調査費の概要をホームページで公表するとともに、議会事務局で収支報告書の閲覧もできるようになります。

※委員会の傍聴席には限りがありますので、希望される方は、事前に議会事務局にご連絡ください。
(52-3828)

お知らせ・用語解説

**インターネット
放送**

大村市議会は昨年より一般質問の録画中継をホームページ上で配信しています。これにより、世界中のどこにいても、当市議会の一般質問の様子を動画でご覧いただけます。

また、市議会のホームページ自体もより見やすく、よりわかりやすいものを目指して、現在整備中です。

ぜひ当市議会のホームページ、インターネット放送をご覧ください。



一問一答とは？

これまでの一般質問は、議員がまとめて複数の質問を行い、市長等が質問項目全てをまとめて答弁していました。

一問一答方式は、文字どおり質問を一つずつ行い、市長等はそれぞれの質問の答弁を行うというもので、傍聴者にとり、議員と市長等のやりとりがとてもしっかりとわかりやすくなることにも、論議自体の活性化が期待されます。

大村市議会は、できるだけ多くの市民の皆様が傍聴においていただけるよう、よりわかりやすい運営を目指してまいります。

編集後記

議員定数25名で始まった議会も任期4年の半分が過ぎました。その間、議会が地域に向く市民と議会をつどい「語ってみよう」の開催、議員の研修の場である市政研究会の毎月開催、議会基本条例の制定など市民の期待に応える取り組みも進みました。

議会報でも、「議会の動き」が市民に見える編集の模索があり、今月号から6段組にしました。

今後も、市民ボランティアによる「音声で伝える議会報」に配慮した文章づくりなど、誰でも読みやすい編集を心がけます。

(久野正義)

広報委員会

- 久野正義・永石賢二
- 神近 寛・馬場重雄
- 田中秀和・園田裕史
- 中瀬昭隆・村崎浩史
- 松崎鈴子

6月定例会の日程

6月定例会は6月5日(金)から24日(水)までの予定です。決定後、市役所玄関前及び市議会ホームページでお知らせします。